【令和６年度　労働環境改善講座】

なぜ「人づくり」の悩みが尽きないのか？
～採用のキーは社員〇〇だった！～

　採用や人材育成に課題を抱える中小企業のみなさまに、事例を交えながら人材確保のポイントをお伝えします！
　また、本講座を受講いただくと、奨学金返還支援助成金の対象企業となります。制度詳細は裏面をご確認ください。

◇ こんな方におすすめ ◇

☑労働環境改善ってそもそもどういうことか知りたい！

☑採用や人材育成について考え直すきっかけが欲しい！

☑奨学金助成金制度を活用したい！

と　き

2024年11月20日(水)
17:00～18:30

ところ

富士宮市弓沢町150番地
富士宮市役所4階 410会議室

定　員

２０名

参加費

無料

講師 中村 雅子 氏

(株)Office REVO 人材戦略コンサルタント

大学卒業後、富士宮市職員として18年勤務。その後、研修講師として全国の自治体や中小企業で新人～経営層まで様々な研修を行い、受講生の実数は30,000人を超える。経営者の想いと社員の想いを繋ぎ、逆境に強い組織づくりのサポートをライフワークとして活動している。

ビジネスコネクト ふじのみや

お申込み・お問合せ

富士宮市商工振興課　工業振興・労政係
電話：0544-22-1154
FAX：0544-22-1385
Mail：shoko@city.fujinomiya.lg.jp

主催　富士宮市　後援　富士宮商工会議所

申込みフォーム▼

富士宮市奨学金返還支援助成金について

富士宮市は平成３０年４月より、市内産業を担う人材の確保を図るために、市内の中小企業者の事業所等に就職し、市内に居住し、奨学金を返還している従業員に対して、その返済の一部を支援する助成金を交付する制度を創設しました。

制度の概要	✧ 助成の金額は、**奨学金返還残金の2分の1（限度額は年間１２万円）**となります。 ✧ 助成の期間は、対象となる従業員に対して**２年間**とします。 ✧ 返還支援の対象となる奨学金制度は、日本学生支援機構奨学金又はこれに準ずる奨学金制度となります。

助成の対象	✧ **富士宮市が実施する「労働環境改善講座」（本講座）を受講した市内中小企業に就職した方**が対象となります。 ✧ 上記に就労開始した日以降において、対象となる奨学金返還をしており、かつ４０歳以下の年齢の方。 ✧ 上記に就労開始した日以降において、当市に住民登録のある方。 ✧ 市税の滞納がない方。 ✧ 平成３０年４月以降に就業した方。

詳細につきましては「市HP＞事業者の皆さんへ＞産業・環境＞労働・雇用＞富士宮市奨学金返還支援助成金」にて、ご参照いただけます。

受講申込書

参加申込書【令和６年１１月１８日（月）締切】

申込先　商工振興課　FAX:0544-22-1385

※ 電子申請での申込み可 表面QRｺｰﾄﾞ参照

企業名		
参加者１	所属・役職	ふりがな
		氏名
	TEL	FAX
	E-mail	
参加者２	役　職	参加者名
		ふりがな